

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策部長
新倉 吉和
(公印省略)

令和 8 年度助産所と嘱託医療機関等との連携支援事業の実施について（通知）

日頃から、東京都の保健医療施策に御理解、御協力をいただき、お礼申し上げます。
東京都では、令和 5 年度から、助産所における嘱託医師、嘱託医療機関等（以下「嘱託医師等」という。）の確保及び連携を促進することにより、安全・安心な分娩を支援することを目的として、助産所と嘱託医療機関等との連携支援事業を実施しています。
令和 8 年度におきましても、下記のとおり、都内で分娩を取り扱う助産所の開設者（都内に助産所を開設しようとする者を含む。）を対象とした相談窓口を設置いたしましたので、お知らせいたします。
なお、本事業は、公益社団法人東京都助産師会（以下「東京都助産師会」という。）に業務委託の上、実施しておりますことを申し添えます。

記

1 事業目的

助産所における嘱託医師等の確保及び連携を促進することにより、安全・安心な分娩を支援する。

2 実施主体

事業委託先：東京都助産師会

3 相談対応内容

- （1）都内で分娩を取り扱う助産所の開設者（都内に助産所を開設しようとする者を含む。）からの、嘱託医師等確保のための照会等
- （2）助産所と嘱託医師等との連携に係る調整

4 その他

詳細につきましては、別添の東京都助産師会のチラシを御覧ください。

【問合せ先】

東京都保健医療局医療政策部
医療人材課（看護担当） 栗原、神立
電話：03-5320-4447

出産を取り扱う助産所開設の 相談窓口を開設しました

今現在、開業予定がなくても将来的に自立開業して
妊産婦ケア・自然分娩・産後の家族ケアに対応したい
と考えている都内在住・在勤の助産師の皆様、
ご連絡をお待ちしております。



相談内容：助産所開設に関すること全般

〔 嘱託医師・医療連携について
開設に必要な書類・手続 等 〕

【連絡先】  公益社団法人 東京都助産師会

（相談担当）東京区部：たんぽぽ助産院
多摩地区：としの助産院

☎ 03-5981-3033（平日10:00～16:00）

✉ info@jmat.jp

メールでのご連絡は

【件名】開業相談

【本文】氏名・連絡先（電話番号）開業予定地区

をご記入ください

